

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第84号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

目次中「管理換え等」を「使用承認及び管理換え」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会及び局長等は、その所管に属する公有財産について、その状況を調査し、帳簿その他必要な資料を整備するものとする。

第11条第1項中「次条及び」を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第2項中「土地境界明示申請書（第2号様式）により」を「別に定める申請書を」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第3項本文中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第15条中「土地境界証明申請書（第4号様式）により」を「別に定める申請書を」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第3章第3節の節名を次のように改める。

第3節 使用承認及び管理換え

第16条を次のように改める。

(使用承認)

第16条 教育委員会及び局長等は、管理上支障がないと認めるときは、その所管に属する公有財産を他の局等又は教育委員会事務局に使用させることができる。

- 2 前項の規定により公有財産を会計を異にする所属に使用させるときは、使用料を徴収することができる。

第17条の見出しを「管理換え」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公有財産の管理換えをするときは、有償とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第19条第1項第2号中「3年」を「5年」に改める。

第20条第1項中「市有財産使用許可申請書（第5号様式）により」を「次に掲げる事項を記載した申請書を」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
- (2) 申請に係る行政財産の名称、所在地及び数量
- (3) 使用期間
- (4) 使用目的
- (5) その他市長が必要と認める事項

第20条第2項を次のように改める。

- 2 使用許可を受けた者は、使用期間の満了後引き続き当該行政財産を使用しようとするときは、使用期間満了の日の30日前までに、前項各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

第21条第2項中「第38条第2項」を「第38条第2項本文」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条中「、第32条、第34条（第4号を除く。）、第35条から第37条まで及び第39条」を「から第39条まで（第30条、第33条、第34条第5号及び第38条を除く。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第31条中「貸付契約の締結日」とあるのは、「使用許可に係る通知を発した日」と読み替えるものとする。

第24条第1項第1号イを次のように改める。

イ ア以外のとき。

- (ア) その敷地面積が5,000平方メートル以上である工作物の所有を目的とするとき。 30年以内

- (イ) (ア)以外のとき。 5年以内

第25条に後段として次のように加える。

この場合において、第27条第1項第2号中「種別」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

第26条第1項第1号イを次のように改める。

イ ア以外のとき。

(ア) その敷地面積が5,000平方メートル以上である工作物の所有を目的とするとき。 30年以内

(イ) (ア)以外のとき。 5年以内

第27条第1項中「市有財産借受申込書（第7号様式）により」を「次に掲げる事項を記載した申込書を」に、「申し込まなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申込者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
- (2) 申込みに係る普通財産の種別、所在地及び数量
- (3) 貸付期間
- (4) 使用目的
- (5) その他市長が必要と認める事項

第27条第2項を次のように改める。

2 普通財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付期間の満了後引き続き当該普通財産の貸付けを受けようとするときは、貸付期間満了の日の30日前までに、前項各号に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出しなければならない。

第29条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「本市又は本市に隣接する市町村の区域内」を「日本国内」に改め、「法人」の右に「その他の団体」を加え、「主たる事務所」を「事務所又は事業所」に改め、同条第3項中「普通財産の貸付けを受けた者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第30条各号列記以外の部分中「普通財産の貸付料（以下「」及び「」という。）」を削る。

第31条各号列記以外の部分中「全額（第1号に掲げる場合にあつては、当該年度に係る額）」を「、当該年度に係る額の全額」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 当該年度に係る貸付期間が1年である場合 貸付契約の締結日の翌日又は年度の初日から起算して30日以内
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 貸付契約の締結日の翌日又は年度の初日から起算して10日以内

第32条中「督促状（第9号様式）」を「書面」に改める。

第34条第4号中「第28条」の右に「（第25条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 借受物件の使用目的の変更

第35条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「借受人等に係る変更届出書（第10号様式）」を「書面」に改め、同条第1号中「法人」の右に「その他の団体」を加え、「主たる事務所」を「事務所若しくは事業所」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第37条第1項中「借受物件滅失損傷届出書（第11号様式）」を「書面」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項前段中「借受人は、その」を「市長は、借受人の」に、「が解除された」を「を解除した」に、「を賠償しなければならない」を「の賠償を請求する」に改める。

第40条中「それぞれ市有財産交換申込書（第12号様式）、市有財産買受申込書（第13号様式）又は市有財産譲受申込書（第14号様式）により」を「次に掲げる事項を記載した申込書を」に、「申し込まなければ」を「提出しなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申込者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
- (2) 申込みに係る普通財産の種別、所在地及び数量
- (3) 財産の交換を受けようとする場合にあつては、交換する申込者の財産の種別、所在地及び数量
- (4) 交換、売払い又は譲与を受ける目的

第50条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第6号中「第51条」を「次条」に改める。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式から第14号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第50条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

(行財政局資産活用推進室)